

法政大学ボアソナード記念現代法研究所  
「森長英三郎資料」・「森川金寿資料」 利用規則

2006年1月26日

2023年1月16日(一部改正)

- 1 現代法研究所内に標記資料を置き、閲覧者の利用に供する。
- 2 資料が利用できる者は以下の通りとする。
  - ・本学専任教員
  - ・現代法研究所の客員研究員
  - ・本学専任教員の紹介状を持つ研究者
  - ・その他、所長が承認した者
- 3 資料閲覧の際は、資料保存の為、研究所備え付けの鉛筆を使用する。
- 4 資料を利用した研究成果の公表にあたっては、次の点に配慮すること。
  - a プライバシー保護と人権への配慮に留意する。
  - b 当研究所資料であること、及び、資料名・番号を明記すること。
  - c 原則として、原資料の公刊、及び、原資料を利用した研究成果の公表については、公表の可否を研究所が判断する。判断の結果が示されるまでには、最低1ヶ月程度を要する。
- 5 資料の閲覧は、閲覧票に記入した上で、研究所内で行う。
- 6 資料の複写・撮影は、原則として認めない。但し、定期刊行物、および公文書はこの限りではない。その他、特段の事情がある場合は、現代法研究所運営委員会で審議する。
- 7 原資料の書庫からの出納は、研究所所員が行う。